小規模保育事業 指導検査基準
（保　育　内　容　編）

令和8年7月17日適用

西東京市健康福祉部地域共生課

指導検査評価区分

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」児童福祉法	児童福祉法
2	平成26年9月18日条例第23号「西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	市認可条例
3	平成26年9月18日条例第20号「西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	市確認条例
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
6	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
7	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
8	令和2年1月21日、厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
9	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
10	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
11	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
12	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
13	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
14	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
15	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
16	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
17	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号
18	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
19	平成27年12月24日雇児発第1224第2号「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監督について	雇児発第1224号第2号通知
20	令和7年3月21日こ成事第175号・こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」(通知)	こ成事第175号通知
21	小規模保育事業募集要領	募集要領
22	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について(通知)」	府子保第679号
23	小規模保育事業者及び事業所内保育事業者の募集要領に定める基準について(通知)	31西子保第1101号

24	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号
25	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障介発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001通知
26	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
27	令和6年2月８日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」	5福祉子保第3004号通知
28	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号通知
29	令和8年4月１日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	8福祉子保第19号通知
30	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
31	令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
32	令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、７初幼教第５号「保育所等における低年齢児の健康診断について」	こ成保第533号通知

目　　次

1　保育の状況　1
(1)　保育に関する基本原則・・・

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1　保育の状況					
(1)　保育に関する基本原則	(役割) 特定地域型保育事業者は、児童福祉法第34条の15の規定に基づき市の認可を受けた家庭的保育事業者・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業である(以下、保育事業者という。)。 そのため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。また、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う。 (目標) 地域型保育事業所(以下、保育事業所という。)は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育事業者の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育事業者は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。 (方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ①　一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ②　子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③　子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④　子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤　子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥　一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。	1　保育の内容は適切か。	(1)　市確認条例第44条 (2)　保育所保育指針第1章・2章 (3)　こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1)　保育の内容が適切でない。 (2)　保育の内容が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	（環境） 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育事業者はこうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 （社会的責任） 保育事業者は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育事業者が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 保育事業者は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(2)人権の尊重					
ア 人格を尊重した保育	保育事業者は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1　子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 市認可条例第5条 (2) 市確認条例第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②、③	(1)　子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。	C
イ 虐待等の行為	保育事業所の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ①　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 （参考）保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂　こども家庭庁、文部科学省）	1　児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市認可条例第12条 (2) 市確認条例第50条（第25条の準用） (3) 児童福祉法第33条の10、11 (4) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1)　心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(3)養護に関する基本的事項	（理念） 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1　養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1)　養護の内容が適切でない。 (2)　養護の内容が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(4)全体的な計画の作成	保育事業者は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育事業所の保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1　全体的な計画を作成しているか。 2　全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1)　全体的な計画を作成していない。 (1)　全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5)指導計画の作成					
ア　指導計画の構成	保育事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1　長期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1)　長期的な指導計画を作成していない。 (2)　長期的な指導計画が不十分である。	C B
		2　短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1)　短期的な指導計画を作成していない。 (2)　短期的な指導計画が不十分である。	C B
イ　作成上の留意事項	子ども一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (1)3歳未満児については、一人一人の子どもの生育暦、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (2)3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協働的な活動が促されるよう配慮すること。 (3)異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1　3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2　個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1)　3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1)　個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B
ウ　ねらい及び内容、環境構成	指導計画においては、保育事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。	1　具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2　具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ (1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1)　具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (1)　具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
エ　生活リズムの調和	1日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1　生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1)　生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ　午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1　午睡等の適切な休息をとっているか。 2　安全な睡眠環境を確保しているか。 3　一律とならないよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ	(1)　午睡等の適切な休息をとっていない。 (1)　安全な睡眠環境を確保していない。 (1)　一律とならないよう配慮していない。	C B B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置付け、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置付け、対応が不十分である。 (2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(6)指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B
	2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分か。 0・1歳児は個人別記録も作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(3)エ (2) 市認可条例第19条 (3) 市確認条例第50条（第12条の準用）	(1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(7)保育内容等の評価	1　保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ①　保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。 ②　保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。	1　保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1)　市認可条例第9条 (2)　保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1)　保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	2　保育事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 　保育事業者の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 　保育事業者の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育事業所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むことに留意すること。	2　保育事業者の自己評価を行っているか。	(1)　市認可条例第5条 (2)　市確認条例第45条 (3)　保育所保育指針 第1章3(4)イ、(5) 第5章1(2)	(1)　保育事業者の自己評価を行っていない。	C
	3　保育事業者は、評価の結果を踏まえ、当該保育事業所の保育の内容等の改善を図ること。 　保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考　「保育所における自己評価ガイドライン」(厚生労働省)	3　評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	(1)　市認可条例第5条 (2)　市確認条例第45条 (3)　保育所保育指針 第1章3(5)	(1)　評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B
(8)保育の体制					
ア　保育時間、開所時間及び開所日数	保育事業所の開所時間は11時間以上とし、保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間とする。 原則月曜日から土曜日までの開所とする。ただし、日曜日の開所も認められる。 保育事業所は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする事業所であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所又は一部休所（保育事業所としては開所しているが、一部の子どもを休ませている場合をいう。）の理由とは、 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3)「警戒宣言」の発令などである。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1)　市認可条例第24,30,32,36条 (2)　募集要領 (3)　雇児発1224第2号 (4)　こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](1)	(1)　保育事業者の都合で保育時間を短縮している。 (2)　保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3)　開所時間を11時間以上、確保していない。 (4)　全部又は一部休所している。 (5)　家庭保育を依頼している。	C C C C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育士の配置	保育に直接従事する職員の員数は、利用定員及び在籍児童数のそれぞれについて、市認可条例及び市確認条例に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。 さらに、小規模保育事業所A型・B型と小規模型事業所内保育事業所については算出した額の合計に1を加えた数、とする。 なお、算出した員数に関わらず、保育時間内は常時常勤保育士1名以上を含む2名以上の保育士又は保育従事者を配置すること。	1　保育士や保育従事者を適正に配置しているか。	(1)　市認可条例第29,31,34条 (2)　募集要領 (3)　31西子保第1101号	(1)　保育士を常時2人以上配置していない。 ※小規模保育事業B型の事業所については保育士と保育従事者の合計2名以上で可 (2)　その他不適正な事項がある。	C C
(9)整備すべき帳簿	1　児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての利用乳幼児について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。	1　児童出欠簿を作成しているか。	(1)　市認可条例第19条	(1)　児童出欠簿を作成していない。 (2)　児童出欠簿の記録が不十分である。	C B
	2　児童票には、個々の利用乳幼児の状態を把握するものとして保育経過記録と、保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	1　児童票を作成しているか。	(1)　市認可条例第19条 (2)　保育所保育指針第1章3(3)エ	(1)　児童票を作成していない。 (2)　児童票の記録が不十分である。	C B
(10)保護者との連携	保育事業所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。	1　保護者との連絡は十分か。	(1)　市認可条例第26,32,36条 (2)　保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)、 第2章1(3)、4(3)、 第3章1(1)、(2) 第4章2(1)ア (3)　こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1)　保護者との連絡体制ができていない。 (2)　保護者との連絡が不十分である。 (3)　緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	（保育事業所の特性を生かした食育） 子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 保育事業所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 （食育の環境の整備等） 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に充分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 （参考） 児童福祉施設等における食事の提供ガイド（子ども家庭庁）、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」（厚生労働省）		(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法		
(1)食育計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するよう努めることが必要である。	1　食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 子保発0401第2号	(1)　食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成していていない。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(2)食事計画と献立業務					
ア 食事計画	1　食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。	1　食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 食事による栄養摂取量の基準	(1)　食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。	B
	2　身体状況や生活状況等が個人により著しく異なる場合には、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	2　給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知	(1)　給与栄養量の目標を設定していない。	B
	3　食事を適正に提供するため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	3　定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 子発0331第1号通知	(1)　定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食（献立）会議による情報の共有を図っていない。	B
イ 献立の作成	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならず、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 例示 ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。	1　献立表を適切に作成しているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知	(1)　あらかじめ献立表を作成していない。 (2)　予定献立の記録が不十分である。 (3)　保護者に周知していない。 (4)　献立が変化に富む内容になっていない。 (5)　健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっていない。 (6)　身体的状況及び嗜好を考慮したものでない。	C B B B B B
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1　給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 市認可条例第19条 (3) こ成事第175号通知別紙1－2（2）第1－1[共通事項]（3）	(1)　正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2)　数量に大幅な違いがみられる。 (3)　発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4)　発注に当たって責任者の関与がない。 (5)　食品材料の検収を全く行っていない。 (6)　在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C C B B C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(3)食事の提供					
ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	(1) 市認可条例第15条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C
		2 食事の提供に関する記録(給食日誌等)を作成しているか。	(1) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第2[共通事項](4)	(1) 食事の提供に関する記録を作成していない。	C
				(2) 実施献立の記載内容が不十分である。	B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第3章2(2)ウ	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。	C
				(2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。	B
	2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健全な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)	2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](5) (2) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(イ)イ①③ 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章1(3)ウ 第2章2(2)ア(イ)②④ 第2章2(2)ア(ウ)イ②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。	C
				(2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	3　子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 ※具体的な対応については3 健康・安全の状況(5)参照 参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）	3　食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。	(1)　保育所保育指針） 第2章1(2)ア（ウ）② 第2章2(2)ア（ウ）② (2)　子発0331第1号通知	(1)　食物アレルギー対策を適切に行っていない。 (2)　食物アレルギー対策が不十分である。	C B
ウ 食事の中止等	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1　保育事業所の都合で食事を中止していないか。	(1)　市認可条例第15条 (2)　保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤	(1)　食事の提供を中止している。 (2)　その他不適正な事項がある。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(4)衛生管理 ア 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラや0157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めることが望ましい。	1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。 ・検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 市認可条例第17条 (2) 労働安全衛生規則第47条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等) (3) 検査結果を適切に保管していない。	C B C
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 園長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下、「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。 園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 市認可条例第14条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指の傷・化膿創等) (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 市認可条例第5条 (2) 市認可条例第14条 (3) 児発第669号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 市認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章3(1) (3) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[共通事項](6)	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知	(1) 検食を適切に行っていない。 (2) 検食の記録を作成していない。	B B
	3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[共通事項](6)	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が全くとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	4　食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	4　検査用保存食を適切に保存しているか。	(1)　平成8年社援施第117号通知	(1)　検査用保存食を保存していない。 (2)　検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
(5)営業の届出等					
ア　営業の届出（集団給食施設）	集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上の施設に限る）の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない（令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。）。 なお、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。 〈小規模給食、ボランティア給食による食事の提供について〉 1回の提供食数が20食程度未満の小規模給食や、いわゆる子供食堂のような福祉を目的とした食事の提供(ボランティア給食)のうち、営業とみなされないものは、食品衛生法の営業許可や営業届出を必要としません。 しかし、食中毒などの食品衛生上の危害の発生を防止するためには、衛生管理について注意する必要があります。 また、保健所では、皆さんに適切な助言をするために、任意の届出を出していただくようお願いしています。 詳細については、最寄りの保健所にご相談ください。 （小規模給食、ボランティア給食を始められる皆さんへ 「食品衛生の窓」東京都保健医療局　より）	1　営業の届出をしているか。 （1回の提供食数が20食程度以上の集団給食施設）	(1)　食品衛生法第57条、第68条 (2)　食品衛生法施行規則第70条の2 (3)　薬生食監発0805第3号通知	(1)　営業の届出をしていない。 （1回の提供食数が20食程度以上の集団給食施設）	B
イ　食品衛生責任者の選任	1　集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1　食品衛生責任者を選任しているか。	(1)　食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2)　薬生食監発0805第3号通知	(1)　食品衛生責任者を選任していない。	B
(6)食事の外部搬入	要件を満たす保育事業者は、子どもに対する食事の提供について、搬入施設において調理し保育事業者に搬入する方法により行うことができる。 ［搬入施設］ ・連携施設 ・当該保育事業者と同一又は関係法人が運営する小規模保育事業等の社会福祉施設、医療機関等 ・学校給食法に規定する義務教育諸学校・共同調理場 この場合において、当該保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	1　食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。	(1)　市認可条例第16条	(1)　外部搬入の要件を満たしていない。 (2)　外部搬入の方法が適切でない。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	[要件] （1） 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （3） 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 （4） 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 （5） 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。				
3 健康・安全の状況	子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育事業所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育事業所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。 また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。		(1) 保育所保育指針第3章		
(1)保健計画	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2)児童健康診断	保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育事業者の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、施設長がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	1 健康診断を適切に行っているか。	(1) 市認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) こ成保第533号通知	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である。	C C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	2　健康診断の記録を作成しているか。	(1)　市認可条例第17条 (2)　保育所保育指針第3章1(2)イ	(1)　児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。	C
				(2)　健康診断記録が不十分である。	B
		3　保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1)　市認可条例第26条 (2)　保育所保育指針第3章1(2)イ	(1)　保護者と連絡をとっていない。	C
				(2)　保護者との連絡が不十分である。	B
(3)健康状態の把握	1　一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1　日々の健康状態を観察しているか。	(1)　保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (2)　市確認条例第41条	(1)　日々の健康状態を観察していない。	C
				(2)　日々の健康状態の観察が不十分である。	B
		2　必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1)　市確認条例第50条 (2)　保育所保育指針第3章1(1)イ	(1)　保護者と連絡をとっていない。	C
				(2)　保護者との連絡が不十分である。	B
	2　子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1　身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1)　保育所保育指針第3章1(1)ア	(1)　身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B
(4)虐待等への対応	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに子ども家庭支援センター又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1　児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。	(1)　市確認条例第3条 (2)　児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3)　児童福祉法第25条	(1)　児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。	C
		2　虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(4)　保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (5)　子発0228第2号通知 (6)　子発0228第3号通知	(1)　適切に対応していない。	C
				(2)　関係機関との連携が図られていない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(5)疾病等への対応					
ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1　体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 市確認条例第50条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C
イ 感染症	感染症やその他の疾病の発生予防に努めること。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)	1　感染症の予防対策を講じているか。	(1) 市認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
		2　入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	3　感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取組んでいるか。	(1) 市認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		4　感染症発生時には、必要に応じ関係機関への連絡しているか。保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 必要な連絡を行っていない。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 （対応例） 〇生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 〇生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 〇誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を　行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 参考　保育所保育指針 第3章1（3） ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月 厚生労働省） 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府）	1　アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子どもの現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。	(1)　保育所保育指針第3章1（3）ウ、第3章3（2）ア、イ (2)　児発第418号通知 (3)　雇児総発第402号通知 (4)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2)　アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。	1　乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。	(1)　保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2)　児発第418号通知 (3)　雇児総発第402号通知 (4)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2) (5)　27福保子保第3650号 (6)　30福保子保第3635号通知 (7)　5福祉子保第3004号通知	(1)　乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2)　乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	C B
		2　睡眠時チェック表を作成しているか。	(1)　5福祉子保第3004号通知（別紙） (2)　保育所保育指針第3章3(2)ア、イ	(1)　睡眠時チエック表を作成していない。 (2)　睡眠時チエック表の記録が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	（対応例） ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 顔色がしっかり確認できること。 （採光、布団等が顔にかぶっていないか。） ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 （0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。） ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。（子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。） ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。 子どもを1人にしない。（子どもだけにしない。） ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等） 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について（平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月　内閣府）				
(7)児童の安全確保	1　保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、保育室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。	1　児童の事故防止に配慮しているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。	(1)　市確認条例第50条 (2)　保育所保育指針 第1章1（4）イ 第1章2（2）ア(イ)② 第3章3（2）ア、イ (3)　児発第418号通知 (4)　雇児総発第402号通知 (5)　府子本第679号通知 (6)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)、第1-1[保育所](5)	(1)　児童の事故防止に配慮していない。 (2)　児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
	（対策例） ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府）	2　窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(1)　保育所保育指針　第3章3（2）ア、イ (2)　児発第418号通知 (3)　雇児総発第402号通知 (4)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所]（5）	(1)　定期的に点検していない。 (2)　定期的な点検が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 参考「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚　起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	3　子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	(1)　保育所保育指針　第3章3（2）ア、イ (2)　児発第４１８号通知 (3)　雇児総発第４０２号通知 (4)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)、第1-1[保育所](5)	(1)　窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2)　窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。	C B
	・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	4　園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。	(1)　保育所保育指針　第3章3（2）ア、イ (2)　児発第４１８号通知 (3)　雇児総発第４０２号通知 (4)　こ成事第175号別紙1-2(2)、第1-1[保育所](5)事務取扱要綱第2-4(1)	(1)　園外保育時に複数の職員（うち１人以上は常勤保育士）が対応していない。 (2)　園外保育時における複数の職員（うち１人以上は常勤保育士）の対応が不十分である。	C B
	・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	5　プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1)　保育所保育指針　第3章3（2）ア、イ (2)　雇児総発第４１８号通知 (3)　雇児総発第４０２号通知 (4)　府子本第６７９号通知 (5)　こ成事第175号通知 別紙1-2(2)、第1-1[保育所](5)	(1)　監視に専念する職員を配置していない。 (2)　監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	2　児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者 以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	6　児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1)　保育所保育指針第3章3（2）ア、イ、ウ 雇児総発第402号通知 (2)　別添－2－1（職員の共通理解と所内体制）及び（保育所・障害児園施設の通所時における安全確保）	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
	3　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければ ならない。	7　自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1)　市条例第第7条の3	(1)　自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2)　自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。	C B
	4　事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育事業所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故などの重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1　事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	(1)　保育所保育指針第3章1(3)ア (2)　市確認条例第50条 (3)　5福祉子保第2346号 (4)　重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)	(1)　事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2)　事故発生後の対応が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	5　保育事業者は、保育給付認定子どもに対する特定保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ＜市に報告が必要な事故等＞ ①　死亡事故 ②　意識不明事故 （どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ③　治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④　自動車への置き去り事故 ⑤　感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑥　迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑦　その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1　事故が発生した場合に連絡を行い、必要な措置を講じているか。	(1)　市確認条例第32条 (2)　こ成安第45号通知 (3)　8福祉子保第19号通知 (4)　こ成事第175号通知別紙1-2(2)、第1-1[保育所](5)	(1)　事故発生時に速やかに市や保護者への連絡が行われていない。 (2)　事故発生時に連絡や必要な措置を講じていない。 (3)　事故発生時の連絡や必要な措置が不十分である。	C C B
	6　保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1　事故の状況や採った処置を記録しているか。	(1) 市確認条例第32条	(1)　市に報告が必要な事故等の記録を採っていない。	C